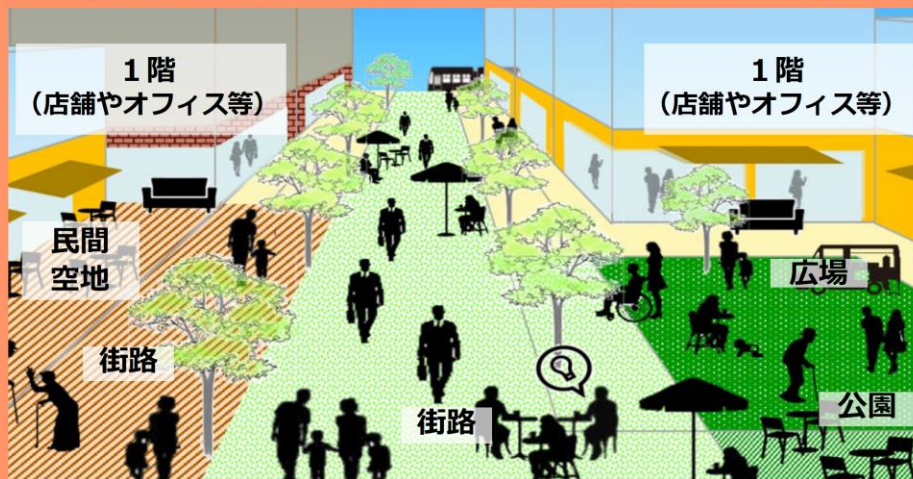


まちなかウォークアブル区域内で活用可能な制度

まちなかウォーカブル区域内で活用可能な制度

一体型ウォーカブル事業 (P2)

官による車道の一部広場化等と一体的に行う、
民による沿道店舗のガラス張り化、オープンテラス化等



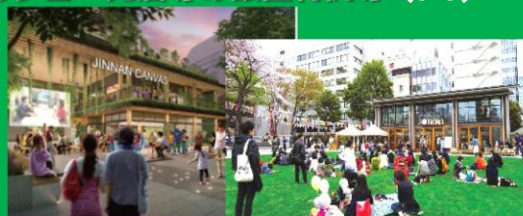
⇒官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」空間を整備

駐車場の出入口規制の導入等 (P3)



⇒安全・快適で歩きやすいまちなか形成

協定に基づく民間による カフェ・売店等の設置特例等 (P4)



⇒まちづくりの担い手による公園整備による魅力的な交流・滞在空間創出

都市再生推進法人が道路・公園の
占用等の手続を一括して対応 (P5)



⇒公共空間におけるにぎわいイベントなど
まちづくり活動の活発化

都市再生推進法人による交流・滞在空間の
充実化に対する金融支援 (P6)



⇒広場にベンチ設置や植栽を
行うなど交流・滞在空間を充実化

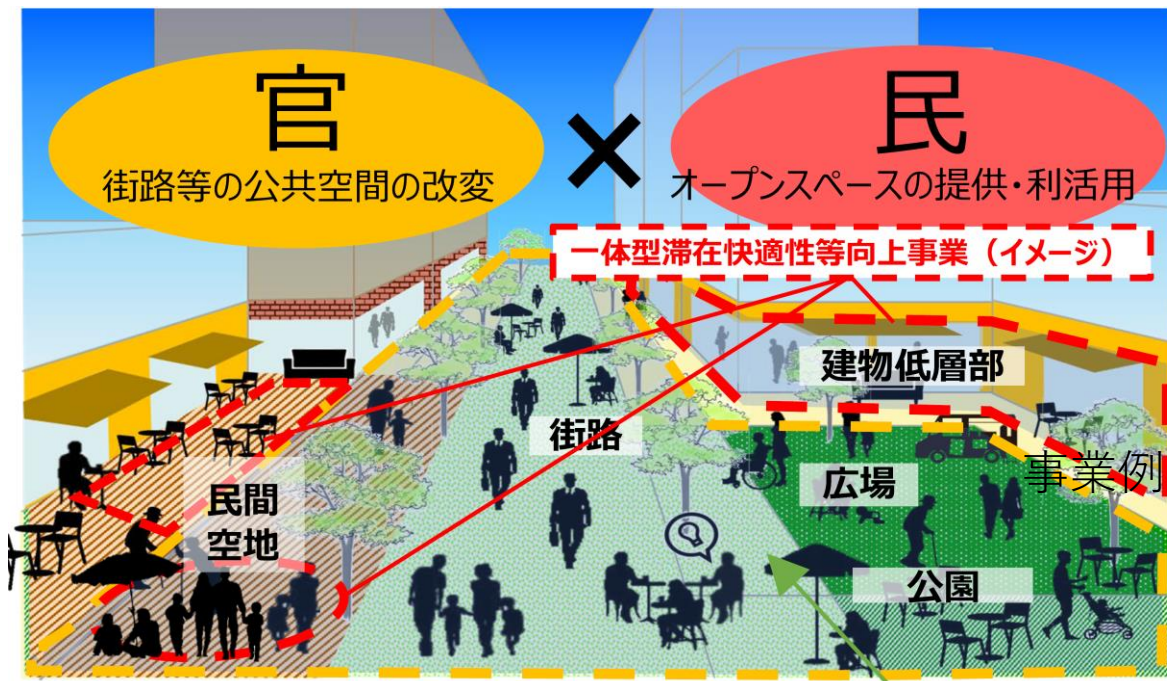
都市公園に看板等を設置 (P7)

⇒地域イベント等の情報発信環境の整備と
収益向上による一体型滞在快適性等
向上事業の実施促進

普通財産の活用 (P8)

⇒市の所有する空き地や建物などを
まちづくり活動に有効活用

一体型ウォークアブル事業



制度の適用イメージ



事業の実施主体

- ・ 一団の土地所有者、借地権を有する者
- ・ 建物所有者

事業例

【官による空間整備】

- ・ 車道の一部を広場化
- ・ 道路のカラー舗装
- ・ 都市公園への芝生広場整備
- ・ 河川空間への広場整備
- ・ 市有地の広場化

【民による空間整備】

- ・ 沿道店舗によるオープンスペース化
- ・ 店舗のオープン化 (ガラス張り化, ピロティ化)
- ・ 店舗先へのベンチ, オープンテラス化
- ・ 都市公園に交流の拠点となる施設 (カフェ, 売店等の設置)

駐車場の出入口規制の導入等

制度の適用イメージ

まちなかのメインストリート等における駐車場の出入口規制

○「居心地が良く歩きたくなる」まちなかのメインストリートなど、交流・滞在空間として重要な道路を「駐車場出入口制限道路」に指定し、駐車場からの自動車の出入りを抑制。

歩行者の安全性・快適性が向上。沿道のオープンスペースでの滞在や、様々なイベント等の実施がしやすい公共空間に。

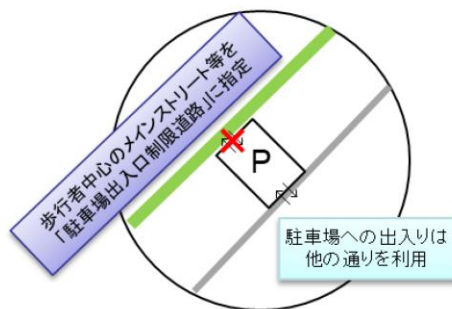
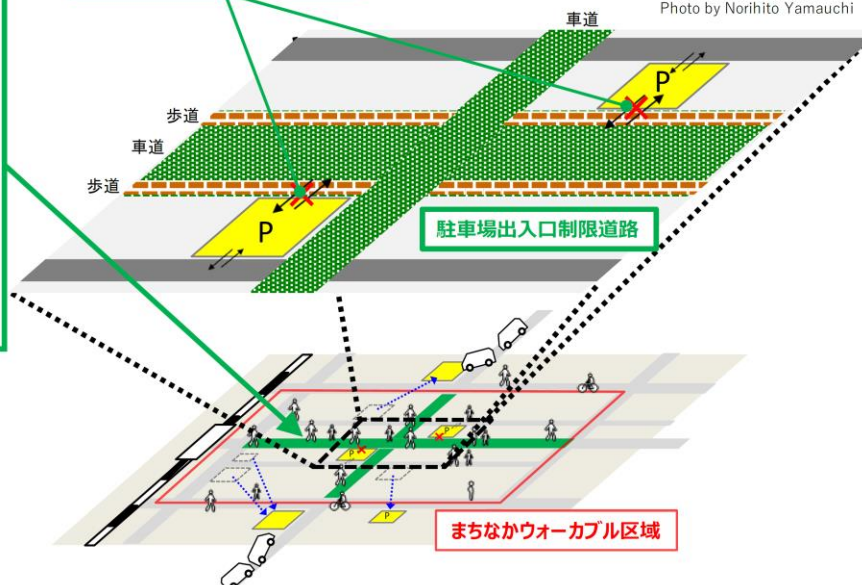


Photo by Norihito Yamauchi



- ・ ウォーカブル区域の内、特ににぎわいの中心となる道路について、歩行者が安全かつ快適に滞在できる空間とするため、条例で定める規模以上の路外駐車場の出入口を設けることを制限
- ・ 制度を活用することで、催しの実施等の活動の円滑化等を図ることが可能

協定に基づく民間によるカフェ・売店等の設置特例等 (都市公園リニューアル協定制度)

制度の適用イメージ



- ・ P- P F I は事業実施者を公募で募るのに対し、都市公園リニューアル協定制度では、都市再生推進法人またはウォークブル実施主体が公園管理者と協定を締結
 - ・ 協定を締結した場合、建蔽率の上限の緩和措置を受けることができる
- ※参考資料3のP3にも記載

都市再生推進法人が道路・公園の占用等の手続きを一括して対応

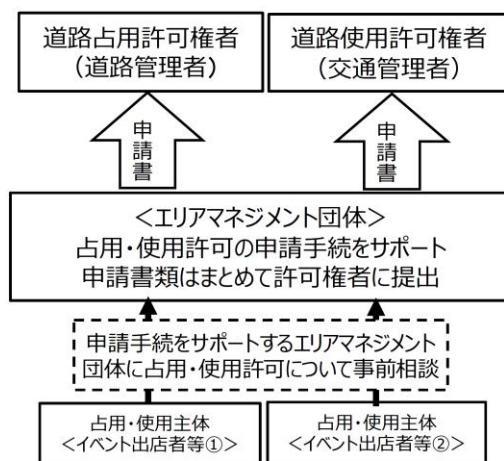
- ・ イベント開催時に道路や公園などの公共空間に出店を行う際に、行政手続きに不慣れな出店者は占用手続きのための書類作成や施設管理者との調整が負担になる。
- ・ こうした問題に対して、スムーズに申請手続きができるよう、都市再生推進法人を経由して占用許可等の申請書を提出できる。

【メリット】

- ・ 施設管理者に事前説明をする場合、出店者と共に都市再生推進法人が立ち会うことで、協議が円滑になる。
- ・ 申請書の記載方法や記載内容をアドバイスすることで、出店者等の負担が軽減され、積極的な活動が期待される。

先行事例：丸の内仲通り（東京都千代田区）

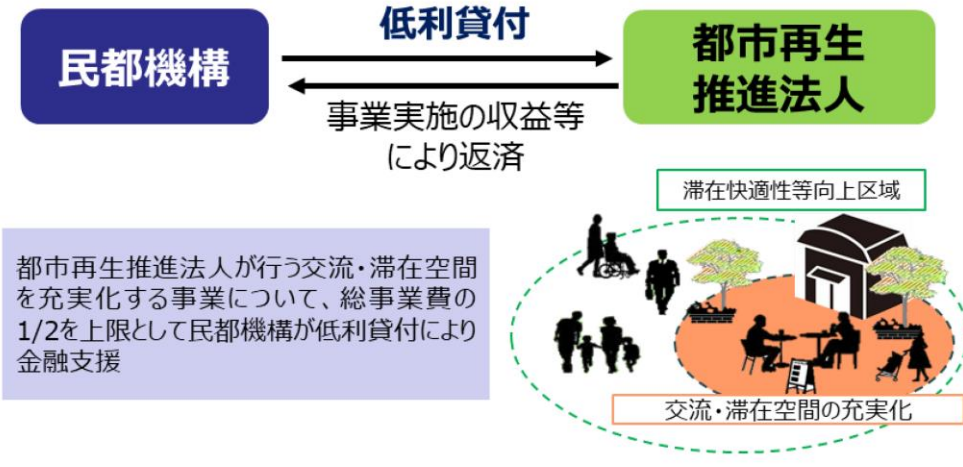
- エリアマネジメント団体が、イベント開催時における複数の出店等のための道路占用・使用許可の申請書類をまとめて提出。申請書の作成等の手続もサポート。



都市再生推進法人による交流・滞在空間の 充実化に対する金融支援 (まちなか公共空間等活用支援事業)

- 都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により、交流・滞在空間を充実化する事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が低利貸付により支援

■ スキーム



【主な要件】

- 支援対象：都市再生推進法人
- 支援対象事業：ベンチの設置，植栽等（カフェ等も併せて整備）により，交流・滞在空間を充実化する事業
- 支援限度額：総事業費の1/2
- 貸付期間：最長20年
- 事業要件：
 - 都市再生整備計画の区域内に定められるウォークブル区域内で行われる事業であること
 - 都市開発事業（建築物及び敷地の整備に関する事業で公共施設の整備を伴うもの）に該当すること

都市公園に看板等を設置

- ・現在の都市公園法では、占用物件は公共性の高いもの（電柱、水道管、軌道、公共駐車場等）に限定されており、民間主体が都市公園内に看板・広告塔を設置することは原則認められていない。
- ・一体型ウォーカブル事業の実施主体については、その公益性により都市公園内に看板・広告塔が設置可能

都市公園に
看板・広告塔を
設置し、それらに
地域の催し情報
などを掲載、
収益を一体型
ウォーカブル事業
に充てる



【主な要件】

対象者：一体型ウォーカブル事業の実施主体

特例が適用可能な施設：地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔

- 特例を受けるための条件：
- ・看板・広告塔の設置により都市公園の環境が悪化しないよう、設置者は清掃等の維持管理活動を行うこと
 - ・看板・広告塔の設置により得られる収益を、一体型ウォーカブル事業に要する費用に充てること

普通財産の活用

- ・民間事業者等（都市再生推進法人又は一体型ウォークアブル事業の実施主体）が行うまちなかウォークアブル区域における滞在の快適性向上に資する事業の円滑な実施のため、市町村が都市再生整備計画に普通財産の使用に関する事項を記載することで、民間事業者は、普通財産の安価な貸付け等を受けることが可能

